

京都府に御寄附いただいた皆様

ふるさと納税に係る税額控除について

この度は、京都府版ふるさと納税「iPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト」に御寄附いただき、誠にありがとうございました。

寄附金額のうち、実質負担額（2千円）を超える部分については、所得税と住民税から控除を受けることができます（所得に応じた上限額があります）が、原則、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要があります。

なお、一定の条件を満たす方については、確定申告を行わなくても税額控除が受けられる「ワンストップ特例」制度を御利用いただけます。

税額控除を受けられる場合は、下記の注意事項を御一読いただき、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1 確定申告を行う場合

同封しております京都府発行の「寄附金受領証明書」（原本）を添付し、確定申告を行ってください。

2 「ワンストップ特例」制度を利用される場合

・以下の条件を満たす方については、「ワンストップ特例」制度を御利用いただけます。

- (1) 給与所得者、年金所得者で、確定申告の必要がない方
- (2) 寄附先が5団体以内の方

・「ワンストップ特例」制度をご利用される場合は、ふるさとチョイスホームページより印刷した「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に、個人番号（マイナンバー）等を記載の上、本人確認書類（マイナンバーカード等の写し）を添付し、2022年1月10日【必着】までに、京都府宛て提出してください（詳しくは裏面をご覧ください）。

・申請後、①医療費控除等のため確定申告された場合又は住民税の申告をされた場合、②寄附先が6団体以上となった場合は、特例申請は無効となり、確定申告を行っていただく必要がありますので御注意ください。

なお、特例申請書に記載した住所又は氏名が変更になった場合は2022年1月10日までに下記まで御連絡ください。

<問合せ・送付先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪内町
京都府商工労働観光部ものづくり振興課
特区・イノベーション推進係

電話 075-414-4853

FAX 075-414-4842

記載例

令和3年寄附分 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の
押印してください。
四関係

令和 年 月 日 京 都 府 知 事 殿	整理番号
住所 京都市上京区下立売通新町西入ル 藪ノ内町	フリガナ キョウト タロウ 氏 名 京 都 太 郎 印 個人番号 性 別 男
電話番号 075-451-8111	生年月日 1970.1.1

記入日付を記載してください。

マイナンバーカードまたは
通知書と同じ内容で記載を
お願いします。

記載をお願いします。

「個人番号」欄…12ケタの個人番号（マイナンバー）を記載してください。
※申請書提出時には本人確認書類（下記参照）を添付してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る）のうち、申告特例対象年の12月31日以前に提出した寄附金については、寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金に係る市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

お申し込みいただいた日付をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
→ 令和3年11月17日	10,000 円

ご寄附いただいた金額をご記入ください。

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口々にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

確定申告をする必要のない、給与所得者等に該当しますか？
→該当する方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください。
→該当しない方は、この特例申請書は御利用になれません。

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1) 地方税法第2条第1項第1号の1に掲げる者、(2) 同項第2号の1に掲げる者、(3) 同項第2号の2に掲げる者、(4) 同項第3号の1に掲げる者、(5) 同項第3号の2に掲げる者、(6) 同項第3号の3に掲げる者、(7) 同項第3号の4に掲げる者、(8) 同項第3号の5に掲げる者、(9) 同項第3号の6に掲げる者、(10) 同項第3号の7に掲げる者、(11) 同項第3号の8に掲げる者、(12) 同項第3号の9に掲げる者、(13) 同項第3号の10に掲げる者、(14) 同項第3号の11に掲げる者、(15) 同項第3号の12に掲げる者をいいます。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

2021/1/1～12/31のふるさと納税先は5団体以内ですか？
→5団体以内の方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください。
→6団体以上の方は、この特例申請書は御利用になれません。

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、(1) 地方税法第2条第1項第1号の1に掲げる者、(2) 同項第2号の1に掲げる者、(3) 同項第2号の2に掲げる者、(4) 同項第3号の1に掲げる者、(5) 同項第3号の2に掲げる者、(6) 同項第3号の3に掲げる者、(7) 同項第3号の4に掲げる者、(8) 同項第3号の5に掲げる者、(9) 同項第3号の6に掲げる者、(10) 同項第3号の7に掲げる者、(11) 同項第3号の8に掲げる者、(12) 同項第3号の9に掲げる者、(13) 同項第3号の10に掲げる者、(14) 同項第3号の11に掲げる者、(15) 同項第3号の12に掲げる者をいいます。

市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
令和3年寄附分

- 提出時に添付が必要となる書類（本人確認書類）**
- (1) 写真付きのマイナンバーカードを取得済みの方 → マイナンバーカード両面のコピー
 - (2) マイナンバーカードを取得しておられない方 → ①+②のコピー
 - ①個人番号通知カード(写真なし)又は住民票(個人番号(マイナンバー)記載のあるもの)のどちらか
 - ②運転免許証、パスポート等身元確認のできるもの